

九州国立博物館季刊情報誌アジアーヂュ広告掲載募集要項

福岡県立アジア文化交流センターが発行する九州国立博物館季刊情報誌アジアーヂュに掲載する広告（以下「広告」という。）を募集します。公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上で参加してください。

1 募集概要

広告媒体／掲載場所	「九州国立博物館季刊情報誌アジアーヂュ」 裏表紙面
大きさ／使用色	80mm×172mm／カラー４色
募集単位	H24. 10. 1 号、H25. 1. 1 号、H25. 4. 1 号／それぞれ１枠
発行日／部数	H24. 10. 1 号、H25. 1. 1 号、H25. 4. 1 号／各５万部
配布先	九州国立博物館内、福岡県内の文化施設、福岡県各市町村の観光部署、福岡銀行・西日本シティ銀行の各支店窓口、福岡空港、ＪＲ主要駅（１４駅、九州内）、太宰府市内の郵便局、九州内の大学・道の駅（５２箇所）、全国の博物館・美術館・図書館
広告掲載期間	各号発行から３ヶ月間
最低申込金額	１枠５万円（消費税及び地方消費税を含む）以上 ＊なお、広告デザイン等の作成に要する費用は広告主の負担
募集締切	<平成２４年１０月１日号> 平成２４年８月３１日（金）１７：００ <平成２５年 １月１日号、平成２５年 ４月１日号> 平成２４年９月２８日（金）１７：００
留意点	広告本文以外に次の事項を明確に表示してください。 ・広告主の名称及び連絡先 ・縦５mm×横１０mm以上で「広告」の表示 ・審査は１枠ごとに行います。１社で１枠以上申し込むことも可能です。

2 申込方法

「平成２４年１０月１日号」は平成２４年８月３１日（金）１７：００までに、「平成２５年１月１日号及び平成２５年４月１日号は、平成２４年９月２８日（金）１７：００までに、九州国立博物館季刊情報誌アジアーヂュ広告掲載申込書（別紙様式）を福岡県立アジア文化交流センター広報課（九州国立博物館内）へ郵送（当日必着）又は持参してください。

なお、受付時間は、土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00 となります。

3 広告主の決定方法

公正な審査により、広告主及び広告の内容がアジアーヂュに掲載するのに適当と認められるもののうち、申込額が最も高いものを広告主に決定します。

なお、最高価格の広告掲載希望者が２者以上のときは、抽選により決定します。

4 広告主の範囲

広告主は、次のいずれかにも該当しない者とします。

（１）県の入札参加資格において、指名停止措置を受けている者、又は指名停止基準に該当す

る行為を行った者

- (2) 法令、規則等に基づく命令等に違反している者
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他広告主として適当でないと県が認める者

5 掲載できない広告

次のような広告に該当又は該当する恐れがあるものは掲載できません。その他の場合でも、掲載が不適切と判断した場合は、掲載をお断りすることがあります。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告、比較広告及び名刺広告又はこれらに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽であるもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 第三者を誹謗、中傷又は排除するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に基づく貸金業に関するもの
- (9) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (10) その他封筒に掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

6 広告原稿の提出

- (1) 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とします。
- (2) 広告原稿の作成に当たっては、あらかじめ協議の上、指定した期日までに原稿を提出してください。
- (3) なお、提出された広告の原稿について適当でないと認めるときは、期日を定めて修正及び再提出を求める場合があります。

7 広告の掲載料

- (1) 広告の掲載料は、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して納付してください。
- (2) なお、県の責により広告掲載を中止した場合を除き、納入された掲載料は返還しない。

8 広告掲載の中止

- (1) 掲載中の広告について、上記 5 に該当することとなった場合、又は広告主が 4 に該当することとなった場合は、広告掲載を中止することができる。
- (2) この場合において、県は損害賠償の責を負わない。

9 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告掲載に関する一切の責任を負うものとし、自らの責による広告掲載中止等に伴う経費を負担するものとする。